

令和2年6月遠野市議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月9日（火曜日）

議事日程 第1号

令和2年6月9日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第42号 遠野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第4 議案第43号 遠野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第44号 遠野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第45号 遠野市乳幼児、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第46号 遠野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第47号 遠野市情報交流センター改修工事の請負契約の締結について
- 第9 議案第48号 重要文化財千葉家住宅第3期保存修理工事の請負契約の締結について
- 第10 議案第49号 重要文化財千葉家住宅防災施設等工事の請負契約の締結について
- 第11 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第12 議案第51号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第13 議案第52号 財産の取得について
- 第14 議案第53号 令和2年度遠野市一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 日程第1 会議録署名議員の指名

- 3 日程第2 会期の決定
(議会運営委員長報告、採決)
- 4 日程第3 議案第42号 遠野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから、
日程第14 議案第53号 令和2年度遠野市一般会計補正予算（第2号）まで。
(提案理由の説明)
- 5 予算等審査特別委員会の設置
- 6 散 会

出席議員（18名）

- | | | | |
|------|-----|-------|-----|
| 1 番 | 小 松 | 正 真 | 君 |
| 2 番 | 佐々木 | 恵美子 | 君 |
| 3 番 | 菊 池 | 浩 士 | 君 |
| 4 番 | 佐々木 | 敦 緒 | 君 |
| 5 番 | 佐々木 | 僚 平 | 君 |
| 6 番 | 小 林 | 立 栄 | 君 |
| 7 番 | 菊 池 | 美 也 | 君 |
| 8 番 | 萩 野 | 幸 弘 | 君 |
| 9 番 | 瀧 本 | 孝 一 | 君 |
| 10 番 | 多 田 | | 勉 君 |
| 11 番 | 菊 池 | 由 紀 夫 | 君 |
| 12 番 | 菊 池 | 巳 喜 男 | 君 |
| 13 番 | 照 井 | 文 雄 | 君 |
| 14 番 | 荒 川 | 栄 悦 | 君 |
| 15 番 | 安 部 | 重 幸 | 君 |
| 16 番 | 新 田 | 勝 見 | 君 |
| 17 番 | 佐々木 | 大 三 郎 | 君 |
| 18 番 | 浅 沼 | 幸 雄 | 君 |

欠席議員

な し

事務局職員出席者

- | | | | |
|---------|-----|-----|---|
| 事 務 局 長 | 新 田 | 順 子 | 君 |
| 次 長 | 千 葉 | 芳 治 | 君 |
| 主 査 | 多 田 | 倫 久 | 君 |

説明のため出席した者

市長	本田	敏秋	君
副市長	飛内	雅之	君
総務企画部長	鈴木	英呂	君
総務企画部経営管理担当部長 兼新型コロナウイルス対策室長	菊池	享	君
健康福祉部長兼健康福祉の里所長 兼地域包括支援センター所長	菊池	寿	君
子育て応援部長兼 母子安心課長兼 総合食育課長	佐々木	一富	君
産業部長	中村	光一	君
産業部プロジェクト担当部長 兼二セク・まち活推進室長	阿部	順郎	君
環境整備部長	奥寺	国博	君
会計管理者兼会計課長	鈴木	純子	君
消防本部消防長	三松	丈宏	君
市民センター所長	小向	浩人	君
市民センター文化振興担当部長	石田	久男	君
教育委員会事務局教育部長	伊藤	貴行	君
選挙管理委員会委員長	菊池	光康	君
教育長	菊池	広親	君
代表監査委員	佐藤	サヨ子	君
農業委員会会長	千葉	勝義	君

午前10時01分 開会・開議

○議長（浅沼幸雄君） これより令和2年6月遠野市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（浅沼幸雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

市長から議案の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、市長から報告第4号1件の送付がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、例月現金出納検査の結果についての報告書1件、令和2年度工事監査結果報告書（令和元年度施工分）1件を受理いたしましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会に提出されました請願3件に

つきましては、お手元に配付しておきました請願文書表のとおり、所管の委員会に付託いたしましたので、御了承願います。

次に、令和2年2月22日から令和2年6月5日までの議会活動状況を記載した事務日誌をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅沼幸雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番小林立栄君、7番菊池美也君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件に関し、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長菊池由紀夫君。

〔議会運営委員長菊池由紀夫君登壇〕

○議会運営委員長（菊池由紀夫君） おはようございます。命によりまして、議会運営委員会の御報告をいたします。

6月5日金曜日、午後3時から議会運営委員会を開催し、令和2年6月遠野市議会定例会の会期を本日6月9日から6月19日までの11日間といたしました。

会期内の予定表については、既に議員各位に配付しておきましたが、若干の説明を加えさせていただきます。

本日は、会期の決定後、議案第42号から議案第53号までの12議案の提案理由の説明が行われます。議案の内訳は、条例5件、補正予算1件、その他6件です。説明の後、予算等審査特別委員会を設置し、同委員会への付託となります。本会議終了後、予算等審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選いたします。

6月10日は常任委員会調査、6月11日は調査

報告及び論点整理のため、議員全員協議会を開催し、6月12日から14日までの3日間は議案調査及び休日のため、休会となります。

6月15日及び16日の2日間は、一般質問を行います。一般質問の通告は8名でございます。

なお、6月16日は、発議案の締切日となっておりますので、念のため申し添えます。

6月17日及び18日の2日間は、午前10時から予算等審査特別委員会での議案審査となります。

最終日の6月19日は、午後1時から議員全員協議会、午後2時から本会議を開催いたします。議員各位の御協力を申し上げ、議会運営委員会の御報告とさせていただきます。

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月19日までの11日間と決定いたしました。

日程第3 議案第42号遠野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから、

日程第14 議案第53号令和2年度遠野市一般会計補正予算（第2号）まで。

○議長（浅沼幸雄君） 次に、日程第3、議案第42号から日程第14、議案第53号までの12件を一括議題といたします。

各案件について、提出者の説明を求めます。飛内副市長。

〔副市長飛内雅之君登壇〕

○副市長（飛内雅之君） 命によりまして、令和2年6月遠野市議会定例会に提出いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第42号遠野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、岩手県後期高齢者医

療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の公布に伴い、遠野市後期高齢者医療に関する条例を早急に改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第43号遠野市市税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による徴収猶予の特例等に係る所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第44号遠野市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、通知カード再交付手数料を廃止する等の改正をしようとするものであります。

次に、議案第45号遠野市乳幼児、妊産婦、重度心身障害者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の制定については、岩手県の医療費助成に係る事業の見直しに伴い、受給者またはその保護者に給付する医療費について、受給者またはその保護者に代えて受給者が受領した医療機関等に支払うことができる対象の年齢を引き上げようとするものであります。

次に、議案第46号遠野市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例の制定については、非常災害が発生した場合における廃棄物の迅速な処理に資するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3の規定に基づく生活環境影響調査結果の縦覧等の手続について定めようとするものであります。

次に、議案第47号遠野市情報交流センター改修工事の請負契約の締結については、遠野市情報交流センター改修工事の請負契約について、令和2年5月21日に、条件付一般競争入札を執行した結果、松田建設・栄組特定共同企業体を

落札者と決定したので、当該請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び遠野市議会の規定に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、道の駅「遠野風の丘」改修工事。

契約の方法、条件付一般競争入札。

契約の金額、5億3,240万円。

契約の相手方、松田建設・栄組特定共同企業体、代表者、遠野市材木町1番2号、松田建設株式会社代表取締役松田孝。

構成員、遠野市上郷町板沢9地割19番地1、株式会社栄組代表取締役佐々木孝彦。

次に、議案第48号重要文化財千葉家住宅第3期保存修理工事の請負契約の締結については、重要文化財千葉家住宅第3期保存修理工事の請負契約について、令和2年5月21日に条件付一般競争入札を執行した結果、株式会社テラを落札者と決定したので、当該請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び遠野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、重要文化財千葉家住宅第3期保存修理工事。

契約の方法、条件付一般競争入札。

契約の金額、4億9,076万2,800円。

契約の相手方、遠野市青笹町中沢2地割52番地、株式会社テラ代表取締役三浦貞一。

次に、議案第49号重要文化財千葉家住宅防災施設等工事の請負契約の締結については、重要文化財千葉家住宅防災施設等工事の請負契約の締結について、令和2年5月21日に条件付一般競争入札を執行した結果、株式会社テラを落札者と決定したので、当該請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び遠野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的、重要文化財千葉家住宅防災施設等工事。

契約の方法、条件付一般競争入札。

契約の金額、2億4,293万7,200円。

契約の相手方、遠野市青笹町中沢2地割52番地、株式会社テラ代表取締役三浦貞一。

次に、議案第50号公の施設の指定管理者の指定については、伝承園及び遠野市情報交流センターの管理を現在の指定管理者に代え、令和2年7月1日から新たな団体に管理を行わせたく、地方自治法第244条の2第3項並びに遠野市民センター条例第117条第14号及び遠野市情報交流センター条例第12条の規定により、当該施設の指定管理者の指定をしようとするもので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第3項並びに遠野ふるさと村条例第26条及び遠野市たかむろ水光園条例第32条の規定により、遠野ふるさと村及び遠野市たかむろ水光園の指定管理者の指定をしようとするもので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該施設は、現在、同じ指定管理者に管理を行わせているところではありますが、併せて管理を行わせている伝承園及び遠野市情報交流センターを令和2年7月1日から別の団体に管理を行わせたく、現在の指定の内容に変更が生じることから、再度、指定管理者の指定をしようとするものであります。

次に、議案第52号財産の取得については、消防力の向上に資するため、取得しようとする消防ポンプ自動車について、令和2年5月1日に指名競争入札を執行した結果、株式会社古川ポンプ製作所一関支店を落札者と決定したので、取得の契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び遠野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得する目的、遠野市消防団第3分団第2部に配置し、消防力の向上に資するため。

取得する財産、消防ポンプ自動車。

取得の方法、指名競争入札。

取得金額、2,255万円。

取得の相手方、一関市山目字中野34番地2、株式会社古川ポンプ製作所一関支店支店長千葉幸哉。

次に、議案第53号令和2年度遠野市一般会計補正予算（第2号）については、第1条歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6億9,751万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ207億189万1,000円にしようとするものであります。

今回の補正予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業費のほか、遠野ふるさと公社の経営改革及び地域再生計画に基づく地方創生推進交付金を活用した道の駅遠野風の丘の魅力アップに係る事業費、市内小中学校の全ての児童生徒にパソコンを整備するGIGAスクール構想に係る事業費など、補正予算（第1号）編成後に生じた緊急かつ臨時的な経費について補正しようとするものであります。

このほか、第2条債務負担行為の補正では、一般社団法人遠野ふるさと公社の運営に係る資金の融資に伴う損失補償の追加を、第3条地方債の補正では、遠野スタイル地域計画改革推進事業など、4事業の追加と橋梁長寿命化整備事業など、2事業に係る起債限度額の変更をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅沼幸雄君） これより質疑を許します。質疑ありませんか。1番小松正真議員。

○1番（小松正真君） ちょっと議案に矛盾点というか、疑問点があるので、質疑というか、これ、議長に質問になるかもしれないんですけど、先ほど副市長から議案の提案がございました。

議案第50号公の施設の指定管理者の指定についてなんですけれども、先ほど説明があったとおり、伝承園と風の丘の指定管理を新しいふるさと公社の新法人に委託をしたいというお話だ

ったというふうに理解をしております。

この件について、ちょっと矛盾点があるので、まず、当局の事前の説明では、ふるさと公社の新法人の代表取締役社長に関しては、外部の協力者であるREVICから出向、出向って言うていいんですか、委託、お願いをするというお話で聞いておりましたが、今回、提案があったものに関しては、遠野市の方が代表取締役社長になっているようです。

また、この第三セクターだと思うんですけども、この設立に関しては、恐らく議会の承認というものは要らないと思うんですけども、出資金が、予算承認が必要になる件だと理解をしております。

議案第53号のほうに補正予算がありまして、その中に、ふるさと公社の新法人の出資金があるわけですが、議案第50号の時点では、新法人は設立されていない状態ではないかなというふうに認識をしているところです。

なので、今の点だけとっても、ちょっと矛盾点が発生していて、例えば、議案第50号が通ったとしても、議案第53号が通らなければ、新法人は設立できないという認識だと思います。

この段階で、議案第50号をこのまま議案として取扱っているのかという疑問点が起こるんですけども、議長の見解をお伺いします。

○議長（浅沼幸雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午前10時22分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 再開いたします。

ただいまの小松正真議員の質疑に対する考え方、答弁を当局、どなたか答弁願います。飛内副市長。

○副市長（飛内雅之君） ただいまの小松議員の質問に対してお答えします。

当方では、議案についてはそれぞれ議会の議決が必要なものをお上げしています。今回の議会の中で、皆さん、議員の方々に議会で議論していただきたく、審査していただきたく提案させていただきます。ということで、提案す

ることですので、それを御審議いただければと思います。

それから、議案の順番については、地方自治法の第96条の中に1項から順番がありまして、その順番並びに遠野市に関わるほとんどの自治体で行っている先例的な順番に基づいて議案を提出しています。その議案についての御審議につきましては、この後、予算等審査特別委員会に付託されれば、そちらのほうで順番を変えて御審議することは構わないと思います。

以上、お答えします。

○議長（浅沼幸雄君） 1番小松正真議員。

○1番（小松正真君） それであれば、やっぱり議会として一つの結論を出したほうが、やっぱりいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。なので、この本会議でやるのか、例えば、直ちに全協を開催して、この順番をどうするかとか、そういったところのお取り計らいを議長にお願いしたいんですが。

○議長（浅沼幸雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（浅沼幸雄君） 再開いたします。

ただいまの小松正真議員の質問に対して、議長としての考えを申し述べます。

先ほど1回目の小松議員の質問に、飛内副市長から地方自治法の第、ちょっと条項、忘れちゃったけれども、その順番にのっとってやっていますし、この本会議への提案は、それから近隣の前例等にものっとってやっているという答弁だったと解釈しました。

ただし、予算等審査特別委員会に付託された場合においては、その委員会の中で、順番を組み替えることにつきましては、差し支えございませんということでありましたので、私としては、本会議で提案された議案第42号から53号までの上程はこのまま受けて、そして、今後、皆さんが承認されれば付託される特別委員会の中で、順番については協議していただきたいというふうに考えます。それでよろしいでしょう

か。17番佐々木大三郎議員。

○17番（佐々木大三郎君） 議事の進行については、今、議長からお話、御説明のあったとおりでよろしいと思います。

ただ、先ほど小松議員からの指摘のあった、株式会社遠野ふるさと商社、商社の代表取締役社長、この個人名につきましては、先般の議員全員協議会の中では、REVIC社のほうから社員を派遣いただいて、その方を社長に据えるという明確な御説明があったわけですが、それにもかかわらず、今日の提案資料は大里さんという方になっています。どこでこれが変わったのか、その辺の説明がなければならぬと思いますが。お願いします。

○議長（浅沼幸雄君） 非常に判断が難しいところですが、議員全員協議会のときと今回の提案が違うという御指摘のようではけれども、確かに、その御指摘のとおりだと思います。が、その理由につきましては、今後付託される予定の特別委員会の中で皆さんに議論をしていただきたいなど、違う言い方をすれば、当局におきましては、その部分も含めた答弁になるというふうに考えていただきたいなど。

確かに、全員協議会という場も、それなりの位置は占めておりますけれども、ただ、本会議の上程とは、また質が異なるものというふうにも、時間があれば、本来であれば、もう一回、全員協議会を開いて説明していただければよかったんでしょうけれども、多分、その時間がなかったという解釈で、私の解釈ですが、本会議場での上程になったというふうに解しますので、繰り返しますけれども、この後、付託される予定の予算等審査特別委員会の中で、皆さんで議論をしていただきたいというふうに考えますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。

そのほかございませんか、質疑。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

予算等審査特別委員会の設置

○議長（浅沼幸雄君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号から議案第53号までの12件については、議長を除く17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号から議案第53号までの12件については、議長を除く17人の委員をもって構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設定されました予算等審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議長を除く全議員を予算等審査特別委員に選任することに決しました。

なお、予算等審査特別委員会は、正副委員長互選のため、本日、会議終了後、会議室にて、これを招集いたします。改めて招集状を差し上げませんので、御了承願います。

以上で、本日の日程は全部……

○1番（小松正真君） 議事進行。

○議長（浅沼幸雄君） 1番小松正真議員、議事進行。

○1番（小松正真君） 先ほどの件とは別件なんですけれども、3月定例会において、荒川議員、佐々木恵美子議員、そして、私が連署で修正動議を提出いたしました。

提出した修正動議は、適法に成立しているにもかかわらず、議長がこれを却下するという結果になってしまいました。

さらには、本会議最終日に、適法に成立して

いた修正動議を議長が却下したことは、地方自治法に違反しているのではないかという動議を提出いたしました。これについても、議長は動議は一時不再議ということで却下をしてしまいました。

議長が議会運営のルールに違反するという、とても信じられない事態となってしまったわけですけれども、最終的に3月議会では、議長の責任において6月定例会までに正しい形を明示するということになりました。

先日の議員全員協議会において、次のように議長から説明がありました。

修正動議は、原案を採決する前であれば、いつでも提出できること、2つ目として、3月定例会での修正動議を却下したのは、地方自治法に違反をしていたこと、3つ目として、議長の知識が未熟であったため、議事進行の誤りにして謝罪する、議員に対して謝罪をするということでありました。

この問題は、本会議で起こった問題であり、適法に成立していた動議を却下するという、私たちのこの議論の場を奪ってしまった、これはすごく残念な話であります。

先ほど言ったとおり、議員全員協議会で説明がありましたけれども、やはり本会議を御覧になった市民の皆様がいらっしゃると思いますので、これ、議長の口から事の顛末を市民の皆さんに説明、そして誤った進行をした謝罪を、市民の皆さんにしていきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（浅沼幸雄君） ただいま小松正真議員から議事進行動議がなされました。これに関して、議長として、私の見解を申し述べたいと思っております。

詳細につきましては、ただいま小松正真議員からの発言にありましたように、先般の議員全員協議会におきまして、話ししたとおりで、今、本会議場で小松正真議員から発言があったとおりでございます。

一部分、繰り返しますけれども、地方自治法上は修正動議、修正議案につきましては、本会

議場で議案が上程された後から本会議場で議案が採決するまでの間は、いつでも提出が可能ということでございます。ので、3月定例会での小松正真議員、荒川栄悦議員、佐々木恵美子議員から提出されようとした修正議案につきましては、本来は取扱うべきものであったということでございます。

その件に関しましては、全員協議会の場合でも申し上げたとおり、私の未熟さから来たものでございまして、改めて、その修正案を提出する場を逃されました御三名の議員の方々にはお詫び申し上げますし、市民の方々にも、そういう場を提供できなかったことを改めて本会議場の場でお詫びを申し上げたいと思います。

今後につきましては、こういうことのないように、私も十分に研さんを重ねまして、遠野市民あるいは議会のために研さんしてまいりますので、御了承願いたいというふうに思います。

なお、これは私一人では決定できませんけれども、遠野テレビを御覧になっている方だけではなく、市民全員に周知するためには、やはり議会として議会だよりというのがございますので、広聴広報常任委員会の場合でも、私からも皆さん、広聴広報の委員の皆さんにお諮りして、広聴広報でも取扱いたいなという、今現在では、私個人の意味でございます。

以上でございます。

1番小松正真議員。

○1番（小松正真君） 次会以降、本当にこういうことがないようにしたいなという、思うところでは。

3月定例会中の本会議で行われた件ですけれども、あの本会議場で、議会運営委員会が休憩中、協議をした後、法にのっとって議事運営を行っているので、修正動議を提供する時期を逸したという説明がございました。これが誤りだというふうな証明がなされて、正しい形の議会運営が今後できるのではないかなというふうに思います。しかしながら、今後、正しい議事進行をするために、この誤った件がどうして誤ってしまったのか、どうして間違ってしまったの

かということを確認にする必要があると思いません。

先ほど議長から「未熟」という話がありましたけれども、再度ですね、議長、どうして、これ、間違ってしまったんでしょうか。

○議長（浅沼幸雄君） ただいまの小松正真議員の、再質問と申しますか、質問にお答えいたしますけれども、先ほど申し上げたとおり、議会運営委員会も開きましたし、その場合でも、多分、私の記憶ですと2回開いた、その一つの修正動議に関して。その2回目には、修正案の提出者、3名の方々にも来ていただいて、御意見を聞いたりしたというふうには思いますけれども、その時点でできる、その、参考にしてできる文献を参考にして判断したのが、その結果だったということで、ただし、後で全国市議会議長会あるいは上位法地方自治法をきちっと読みますと、その判断を間違っていたということで、繰り返しますけれども、議会を預かっている議長としての私の知識不足、非常に恥ずかしい話ではございますけれども、ということに尽きると思います。

1番小松正真議員。

○1番（小松正真君） 本会議なので、3回目ですので最後にしたいと思いますが、議長の責任もさることながら、やはり、その間違った助言をした方々がいらっしゃると思うんです。やっぱり同様の責任があるのではないかなということなので、そこら辺、原因追及をもっとしっかりとしていただきたいと思うところです。

本当に正しい進行ができなかったことは非常に残念で、地方自治法に違反するという行為に関しては、これ、議会としてはやっぱりあってはならない問題だと思うんですよ。

最後に申しますけれども、議長はやっぱり、これ、地方自治法に違反をしたという責任、これをどう感じて、御自身の進退、どのように考えているかお伺いします。

○議長（浅沼幸雄君） ただいまの小松正真議員の質問に対してお答えいたします。

確かに、地方自治法上は、繰り返しますけれ

ども、本会議場で上程された後から最後の採決までの間、いつでも提出できるというふうになっておりますので、それに抵触しているということ明らかでございます。

先ほども申し上げましたけれども、この議長としての責任につきましては、やはり、今後、こういうことのないように、この機会を契機に、やっぱり緊張感を持って、ますます私たち議員が市民福祉の向上のため、あるいは議会の資質向上のために気持ちを新たにして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そのほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

散 会

○議長（浅沼幸雄君） なければ、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時40分 散会

